

議案第 5 7 号

日出町新生児誕生祝金支給に関する条例の廃止について

日出町新生児誕生祝金支給に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 3 年 8 月 3 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町新生児誕生祝金支給に関する条例を廃止する条例

日出町新生児誕生祝金支給に関する条例（平成 4 年日出町条例第 3 号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日以前に出生した新生児については、なお従前の例により日出町新生児誕生祝金を支給する。

理 由

事業を転換し、喫緊の課題である保育サービスの充実を図るため、この条例を廃止したいので提出する。